

処分報告の件〔訴え提起の件（国家賠償請求控訴事件）〕専決処分〕の議案に関する意見決定の件

処分報告の件〔訴え提起の件（国家賠償請求控訴事件）〕専決処分〕について西宮市長が、5月臨時会にて報告するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提示すべき意見について、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定による教育長の臨時代理により、令和6年5月9日に別紙のように決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和6年5月15日提出

西宮市教育委員会
教育長 藤岡 謙 一

(別紙)

処分報告の件〔〔訴え提起の件（国家賠償請求控訴事件）〕専決処分〕に関する意見

処分報告の件〔〔訴え提起の件（国家賠償請求控訴事件）〕専決処分〕に関する意見については、異議ありません。

令和6年5月9日

西宮市教育委員会

処分報告の件

下記の事件について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年5月17日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

専決第64号

訴え提起の件専決処分書

下記のとおり控訴を提起する。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月27日専決

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 原審の事件名等

2 控訴の相手方

(原審原告)

* * * *

3 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1審及び第2審とも被控訴人の負担とする。

(参考1)

○原判決の内容

- 1 被告は、原告に対し、395万2569円及びこれに対する令和3年4月26日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを2分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

(参考2)

○事件の概要

- 1 市立小学校に設置された遊具で転倒し負傷した原告が、市が遊具使用の指導を怠ったこと、危険な遊具を放置したこと及び事故後の適切な対応を怠ったことにより損害を被ったとして、その損害金(約752万円)等の支払を請求したもの。
- 2 原審において、原告の請求の一部を認め、市に損害賠償が命じられたことに対し、不服があるため控訴するもの。